

1. 二宮町議会政務活動費の取り扱いについて

政務活動費の使途は「二宮町議会政務活動費の交付に関する条例」及び「二宮町議会政務活動費の交付に関する規則」において大枠が示されているところであるが、個別の事例については判断が分かれる場合があるため、二宮町議会としての基準を下記のとおり定め、取扱うものとする。

政務活動費の性質上、支出が認められないもの

- ① 慶弔費ほか親睦会費等交際に関わる経費
- ② 選挙活動及び後援会活動に要する経費
- ③ 議会活動と関係のない議員個人の活動のために要する経費
- ④ 政党に納入する費用等に要する経費
- ⑤ 政党の宣伝活動等に要する経費
- ⑥ 調査研究活動を補佐する者の雇用に関する経費
- ⑦ 事務所の設置及び管理に要する経費
- ⑧ 電話、インターネットなどの定期的な支出を伴う通信に要する経費
- ⑨ 自家用自動車等の燃料費
- ⑩ 商品券、プリペイドカード等の金券類の購入

2. 政務活動費項目別使途基準

項目： 調査研究費
【使途基準】 ・議案等の審議、町政に関する施策等についての調査研究のために必要な先進地調査または現地調査に要する経費
《支出できるもの》 ・交通費 宿泊費 旅行保険料 ・施設入館料（調査研究に伴うもので、観光を目的にしたものは不可） ・写真現像、プリント代 ・タクシー代（タクシー利用の必要性の説明・乗車区間の記載） ・自家用自動車による出張経費として有料道路通行料、駐車料金、ガソリン代等） ・視察先への土産代
[支出できないもの] ・政党活動に参加するための旅費 ・視察先における飲酒・懇親会費用

報告書の処理

- ・先進地調査計画書の提出（調査目的、視察先、行程表、参加議員）

項目： 研究研修費
<p>【使途基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案等の審議、町政の施策等についての研究会又は研修会を開催するために要する経費 ・ 他の団体等が開催する議案等の審議、町政に関する施策等についての研究会又は研修会に参加するために要する経費
<p>《支出できるもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究会、研修会等の会場使用料 ・ 講師への謝金、送迎タクシー、食事代 ・ 他の団体の開催する研究会又は研修会に参加するための参加費、会費又は負担金・交通費、宿泊費等 ・ 政党主催の行事であっても、政務調査活動に資する内容の講演会等の参加費、会費及び負担金、交通費（乗車区間の記載）、宿泊費等 ・ 自家用自動車による出張経費として有料道路通行料、駐車料金、ガソリン代等） ・ タクシー代（乗車区間の記載・タクシー利用の必要性の説明）
<p>[支出できないもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究会又は研修会を政党と共催をする場合 ・ 飲食が主目的とする会合への出席（祝賀会、記念式典 等）

報告書の処理

- ・ 参加した研修会等のチラシ（写）の添付
- ・ 別紙報告書の内容に準じたものを提出

項目： 資料作成費
<p>【使途基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案等の審議、町政に関する施策等についての調査研究のために必要な資料の作成に要する経費
<p>《支出できるもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料作成のための事務用品 ・ パソコン、コピー機などの事務機器購入費、リース料（ただし、購入費・リース料の3分の1を限度とする。） ・ 資料作成の印刷製本費 ・ 写真現像、プリント代
<p>[支出できないもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政党活動又は選挙活動に使用するためのもの

報告書の処理

- ・ 作成資料（写）の添付

項目：資料購入費
<p>【使途基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案等の審議、町政等についての調査研究のために必要な図書、資料等の購入に関する経費
<p>《支出できるもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書購入費（領収書には本の名称を記載） ・新聞購読料（第2紙目からとする。） ・雑誌（領収書には雑誌の名称を記載） ・CD、DVD等（領収書にはタイトルを記載）
<p>[支出できないもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員活動に直接関係ない図書等（スポーツ新聞、宗教関連誌など含む） ・政党活動又は選挙活動に使用するためのもの ・改選期における定期購読料については、任期までとする。

報告書の処理

- ・書籍等の名称で調査研究活動に必要であると判断しがたいものは、目次の写しを添付
- ・新聞購読料の第1紙目の領収書（写可）を添付

項目：広報費
<p>【使途基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町政に対する町民の意思を的確に収集し、及び把握するための前提として、調査研究活動若しくは議会活動又は町政について、町民に報告し、又は広報活動をするために要する経費
<p>《支出できるもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、報告書印刷代 広報紙等の折込代、新聞等への掲載料、ホームページ作成費 ・郵送料 ・ホームページの作成、保守維持管理経費 ・議会活動の報告会等の会場使用料
<p>[支出できないもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政党活動又は選挙活動等に使用するためのもの ・会派に所属する議員の個人の広報に使用するためのもの ・報告会等の会場として不適當な場所（酒類を提供する場所）の使用に関する費用

報告書の処理

- ・広報紙等のコピーを添付

項目： 広 聴 費
<p>【使途基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員が住民からの町政に関する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費
<p>《支出できるもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公聴会開催時の会場費 ・ 公聴会等に係る資料の印刷代及び郵送料 ・ アンケート等の折込代及び郵送料
<p>[支出できないもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政党活動又は選挙活動等に使用するためのもの

報告書の処理

- ・ 公聴会開催通知等の添付

項目： 事 務 費
<p>【使途基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費
<p>《支出できるもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務用品（当該年度中に使用する文具※品目を明記） ・ 備品購入費 <ul style="list-style-type: none"> パソコンやプリンタ等の購入費、リース料の3分の1を限度とする。 ただし、購入期日が議員の任期満了日の属する年度の分は対象外となる。 ・ 通信費（切手代）
<p>[支出できないもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政党活動又は選挙活動等に使用するためのもの ・ デジタルカメラ（個人的使用の割合が高いと判断されるため）

項目： その他経費
<p>【使途基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外の経費で議員、または会派の行う調査研究活動に必要な経費
<p>《支出できるもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究の専門機関への委託費用等
<p>[支出できないもの]</p>

3. 政務活動費で支出できない経費

項 目	主 な 事 例
私的活動経費	・慶弔費 ・見舞金 ・年賀状購入及び印刷 ・レクリエーション経費 ・宴会費 ・町内会費 ・老人クラブ会費 ・議友会会費 ・会費等で個人に本来帰属する会費 等
寄附	・各種団体への寄附、賛助金 等
政党活動経費	・政党党費 ・政党大会参加費及び旅費 ・政党広報紙等の印刷等
後援会活動経費	・後援会が発行する広報紙、パンフレットの印刷 ・後援会主催の報告会等の経費 等
選挙活動経費	・選挙活動費 ・選挙活動に使用する資料等の作成 等
その他調査研究に適さない経費	・宗教活動に関する経費 ・飲食を主目的とする懇談会への出席費用 ・名刺

4. 年度区分について

- ① 会計年度は4月1日から翌3月31日までとし、翌年度に繰り越して使用することはできない。
- ② 年度内に任期満了となる年度において、月割で支給する場合は、その交付額に係る期間ごとに精算する。
- ③ 精算報告書の提出期限までに支払った経費は対象とする。なお、提出期限までに口座振替が完了しているが領収書の添付が間に合わない経費は、口座振替が完了していることを証明するものを添付する。

5. 領収書について

- ① 領収書には購入品名を記入し、宛名は議員個人名とする。
- ② レシートには購入品名を記入し、宛名は記入しなくてもよい。
- ③ 図書を購入した場合は、領収書又はレシートに図書名を記入する。
- ④ クレジットカード等で支払う場合は、カード利用代金明細書を添付する。
- ⑤ 紛失等で領収書が添付できない場合は政務活動費の対象としない。